

県土整備農林水産委員会会議録

I 日 時 令和6年11月25日(月)
午前10時00分開会
午後0時13分閉会

II 場 所 第2委員会室

III 出席委員

| | |
|------|--------|
| 委員長 | 安達 孝彦 |
| 副委員長 | 鍋嶋 慎一郎 |
| 委員 | 寺口 智之 |
| 〃 | 川島 国 |
| 〃 | 山崎 宗良 |
| 〃 | 宮本 光明 |
| 〃 | 中川 忠昭 |
| 〃 | 菅沢 裕明 |

IV 出席説明者

農林水産部

| | |
|------------|-------|
| 農林水産部長 | 津田 康志 |
| 理事・農林水産部次長 | 五十嵐 司 |
| 農林水産部次長 | 山下 大樹 |
| 農林水産部参事 | 山森 主税 |
| 農林水産部参事 | 雄川 洋子 |
| 農林水産企画課長 | 横山 正行 |
| 市場戦略推進課長 | 伴 義人 |
| 農産食品課長 | 吉島 利則 |
| 農業経営課長 | 岡田 洋一 |
| 農業技術課長 | 大田 幸夫 |
| 農村整備課長 | 桶谷 祐二 |
| 農村振興課長 | 上島 克幸 |

参事・森林政策課長 松井 伸彦
水産漁港課長 地崎 真史
農林水産企画課課長（企画担当）
林 保則
農業経営課課長（団体指導検査担当）
杉野 寛之
農業技術課課長（研究普及・スマート農業振興担当）
山崎 一浩
農業技術課課長（畜産振興担当）
後藤 利隆
農村振興課課長（中山間農業振興担当）
國分 義幸
森林政策課課長（森林整備担当）
洲崎 吉昭
森林政策課課長（森づくり推進担当）
滝口 明信
水産漁港課課長（水産担当）
前田 経雄

土木部

土木部長 金谷 英明
土木部次長 山下 章子
土木部次長 川上 孝裕
参事・管理課長 中村 久征
建設技術企画課長 石井 雅
道路課長 山中 久生
参事・河川課長 森田 仁
参事・砂防課長 林 真一郎
港湾課長 木本 彰一
都市計画課長 根上 幹雄
参事・建築住宅課長 大西 哲憲

参事・営繕課長 福富 基之

河川課課長（開発担当）

若林 修

都市計画課課長（下水道担当）

碓井 尚登

都市計画課課長（新幹線・駅周辺整備担当）

竹内 敏博

建築住宅課課長（住みよいまちづくり担当）

米澤浩太郎

企業局

企業局長 牧野 裕亮

企業局次長 青島 健

企業局次長・水道課長

山田 晃

参事・経営管理課長 蓑口 正浩

参事・電気課長 森田 智之

電気課課長（新エネルギー開発担当）

大野 憲保

水道課課長（機能維持推進担当）

澤田 博

V 会議に付した事件

- 1 閉会中継続審査事件について
- 2 陳情の審査
- 3 その他

VI 議事の経過概要

- 1 閉会中継続審査事件について

(1) 説明事項

津田農林水産部長

・11月定例会付議予定案件について

金谷土木部長

- ・ 11月定例会付議予定案件について
山中道路課長
- ・ 11月定例会付議予定案件について
森田河川課長
- ・ 11月定例会付議予定案件について
根上都市計画課長
- ・ 11月定例会付議予定案件について
木本港湾課長
- ・ 11月定例会付議予定案件について
牧野企業局長
- ・ 11月定例会付議予定案件について

(2) 質疑・応答

安達委員長 11月定例会付議予定案件の内容につきましては、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになりますが、今ほどの説明において計数等に特に御不審の点がありましたら御発言願います。——ないようでありますので、以上で11月定例会付議予定案件の説明を終わります。

(3) 報告事項

後藤農業技術課課長

- ・ 高病原性鳥インフルエンザの本県での対応について

山中道路課長

- ・ 令和6年度富山県道路除雪計画について

米澤建築住宅課課長

- ・ 「富山型ウェルビーイング住宅（仮称）」について

資料配付のみ

農林水産企画課

- ・ 令和6年能登半島地震に係る農林水産関係の被害状況について

市場戦略推進課

- ・「とやまグルメ・フードフェス2024」の開催概要について
- ・北陸三県連携海外販路開拓について

農産食品課

- ・令和6年産米の品質及び作柄の状況について

水産漁港課

- ・富山県水産業振興計画（仮称）の策定について

建設技術企画課

- ・令和6年能登半島地震による公共土木施設の被害状況について

(4) 質疑・応答

寺口委員

- ・有害鳥獣（イノシシ）による被害等について
- ・有害鳥獣（イノシシ）に荒らされた農地の復旧等に対する補助制度について

川島委員

- ・ニホンザルの農作物被害について
- ・農林水産省試算の耕地面積と農業者数を受けて
- ・道路除雪について

山崎委員

- ・人口減少社会への対応について

菅沢委員

- ・カドミ汚染田の修復工事について
- ・氷見水産加工業協同組合の冷凍冷蔵施設の整備について

鍋嶋委員

- ・除雪作業について

安達委員長 報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

寺口委員 今回は、有害鳥獣、特にイノシシに特化しまして、伺いたいと思います。

最初に、本日資料でも配っていただきました令和6年産米の品質及び作柄の状況について、去年は高温と雨の影響で、米の作柄に非常に御苦労された、悪かった中、今年は作況指数が99ということで、平年どおりといたしますか、すばらしい結果が出たのかなと思います。

今年も高温だったり、雨は去年よりは多少平準化したところもありますけれども、農業技術課や農産食品課の方々が非常に御努力された結果もあるのかなと、この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。

そういった中、米がイノシシによる被害を受けているということで、今回質問をさせていただきたいと思います。

まず、これまでの様々な対策はさることながら被害が出ているということで、イノシシによる農作物の被害状況や捕獲数並びに農地の被害状況の把握について、國分農村振興課課長にお伺いしたいと思います。

國分農村振興課課長 有害鳥獣のイノシシによる農作物の被害につきまして、速報値ではありますけれども、直近の令和6年10月末時点で約3,600万円の被害となっております。昨年度の同期と比べ、約2割増加している状況です。過去5年間の被害で一番被害額が大きかった令和元年度の同期と比較しますと、約3割減少している状況になっております。

また、イノシシの有害捕獲数につきましては、こちらも速報値でありますけれども、直近の令和6年10月末時点で約3,800頭となっております。昨年度の同期と比べ、約1割増加している状況になっております。

なお、農地の被害状況につきましては、農地は個人の財

産でありまして、鳥獣被害額の算定方法が確立されておらず、少額なものは事業者の見積りも取りにくく正確な評価が難しいこと、現行の国の制度におきましては、農作物の被害を費用対効果の指標として制度設計されており、農地の被害は指標とされていないこと、また、仮に農地の被害額を調査する場合には、農家や市町村の負担が大きくなることもございまして、調査は実施していないところです。

本県におきましては、これまで有害鳥獣における農地等の被害につきまして、国の制度設計に盛り込むように働きかけてきたところであり、今後とも鳥獣被害の現状と制度への反映を国に伝えてまいりたいと思います。

寺口委員 被害に関しまして、数字を教えてくださいました。令和元年より少なかったものの、昨年に比べて増えているということです。

やはり被害が出てしまったことに対して補填していただかないと、特に中山間地におきまして、イノシシの被害が出るくらいなら耕作をやめようということになりかねず、そうならないような対策がやはり必要だと思っております。

そういった中で、農地が荒らされた場合の復旧について、資料には、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の利用が可能ということも書いてありますが、今ほど御答弁もいただきましたが、個人的な農地の場合には、この制度を使うことをちょっとためらってしまうという状況があり、農家の方からは制度を使用しづらいと伺っています。

被害対策として、例えば防草シートを張れば、草も防げるし荒らされることも防げると伺ったりしますし、個人的な畦畔の場合は制度の活用の仕方がそもそも問題でありますので、この制度が使えることを、やはりしっかりと周知していただかなくてはいけないと思っております。

このあたりの防草シートの設置、または制度のそもそも

の利用をしやすくする取組に関して御所見を伺いたいと思います。

國分農村振興課課長 有害鳥獣による農地等の被害復旧につきましては、委員御指摘のとおり、中山間地域等直接支払制度の対象となっておりまして、集落協定内で話し合っただけで合意していただければ、本制度を活用することができるようになっております。

また、農道や農業用排水路といった公共性の高い箇所につきましては、被害復旧額が100万円以上となれば、県単事業の農業農村整備事業による復旧も可能となっております。

さらに、国の鳥獣被害防止総合対策交付金だけでなく、中山間地域等直接支払制度では、鳥獣被害の防止対策として、委員御指摘のやぶの刈り払いや防草シートの設置による鳥獣被害を引き寄せない集落環境の管理ですとか、電気柵や恒久柵の設置といった侵入防止対策、さらには捕獲わなの設置に係る費用にも同制度を活用することができ、効果的な捕獲対策も含めまして、集落協定内での話合いにより幅広く活用することが可能な制度となっております。

また、委員御指摘の畦畔の復旧や、防草シートの設置につきましては、集落の共同活動により実施が難しい場合は、交付を個人に配分することも可能となっております。個人で防草シートの設置等もできるという、使い勝手がよく利用しやすい制度となっております。

中山間地域等直接支払制度につきましては、平成12年度に導入されてから四半世紀の25年にわたりまして取組が行われており、中山間地域において、農業の生産条件の不利を補正する制度として定着しているものと認識しておりますが、委員からも地域に御助言いただきながら、県としても市町村と連携を図り、地域に一層活用が周知され、効果

的な取組になっていくよう努めてまいりたいと思います。

寺口委員 この中山間地域等直接支払制度は、公共性が非常に重視されているようで、使い勝手がいいということは非常にありがたいわけですが、村単位だったり営農単位として支払われているということが、個人の農家さんからすると——畦とか畝の場合は、個人的なものという側面がどうしても強くなってしまいますので、その復旧に関して補填したり、費用を使うというのは難しいということが、多く聞かれております。

個人的な配分が可能とおっしゃいましたが、それは多分、農家さんは把握していらっしゃらないのかなと思いますので、まずはしっかりとアナウンスしていただくことが重要なのかなと思いますし、恐らくそんなに大きい額ではない、20、30万円とか、大きくても50万円とか、そういった具合だと思っておりますけれども、それにしたって一つの農家さんからするとやはり負担は大きいわけですね。これはちょっとほかの市町村になってしまうんですけれども、復旧そのものに対して補助をしているところもありますので、両方の側面でひとつ考えていただけないかなと思います。

周知は必ずしていただかないといけないと思いますし、防草シートや、復旧作業に対する直接の補助などを御検討いただけないかと思いますが、重ねてになりますけれども、もう一度御答弁いただけないでしょうか。

國分農村振興課課長 繰り返すにはなりますけれども、この中山間地域等直接支払制度は、集落で話合いにより合意いただければ、共同活動として利用することも可能となっております。

また、先ほどもお伝えしたとおりですけれども、この制度は個人へも配分することができるようになっておりまして、それを活用して、防草シートなどを個人として設置す

ることも可能となっております。

イノシシによる被害でありますけれども、1か所当たりになると非常に少額になってくるのではないかと思っております。まして、まとまった公共事業で実施するのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、この中山間地域等直接支払制度につきましては、かなり小回りの利く制度になっておりますので、こちらを有効に活用していただきますよう、県としましても、市町村と連携を図りながら周知させていただきたいと考えております。

寺口委員 分かりました。まずは、個人でも使えるというところをしっかりと対策していただき、被害が増えている状況を踏まえて、農業が続けられるようにしていくことが大事かなと思います。指導員の方等とも協力をしながら対策をしていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

川島委員 私からは、猿の被害に関する質問でありまして、我が党においては、毎年10月ぐらいに県内、新川、富山、高岡、砺波ブロックを回りまして、県民の皆さんの声を拾い、しっかり来年度予算に反映していくための政調会ブロック会議を行っております。

各地域支部の政調会長さんに集まっていたいただいて、地域の大きな課題、要望を伺うわけでありまして、昨年までは新川のブロックだけでニホンザルの被害が非常に声高に上がってございましたが、今年はもう新川、富山、高岡ブロック、特に射水方面で、ニホンザルの被害が発生していると強い要望をいただきました。

平成期においては、200頭前後の頭数を把握しておられたと思いますが、それからどんどん頭数が増えて、被害が甚大になっております。県西部においても出没しており、被害を懸念する声が非常に高まっている状況です。

そこで、ニホンザルの捕獲数について、令和元年度の394頭からの推移と、農作物被害を県としてどのように捉えておられるのか、そして捕獲管理所管課と農水部がどのように連携対策を図っておられるのか伺いたいと思います。

また、今ほども申しましたが、生息域の拡大によって、県西部にも被害を懸念する声が高まっておりますが、被害予防対策をどのように図っていくのか、國分農村振興課課長に答弁願います。

國分農村振興課課長 ニホンザルの捕獲頭数につきましては、確定値で、令和元年度が委員御指摘のとおり、394頭と過去10年間で一番多く、その後、減少傾向となっており、直近の令和5年度につきましては244頭と、令和元年度と比べると約4割減少している状況となっております。

また、ニホンザルの農作物被害につきましては、これまで県東部の8市町で発生しておりますが、過去10年間では平成26年度が396万円と最大で、年度ごとに増減はございますけれども、おおむね300万円前後の被害となっており、直近の令和5年度は、県東部の4市町で207万円という状況です。

捕獲管理を所管する自然保護課との連携につきましては、自然保護課でニホンザルの推定個体数を把握しており、また、策定した第二種特定鳥獣管理計画に基づきまして、捕獲の上限数を設定等しております。

また、ニホンザル対策研究会や、ニホンザルワーキンググループにおきまして、自然保護課で有する追い払いの対策方法や、個体数の推移、群れの生息域等の情報を共有しております。農作物被害の防止に向けた連携を図っているところです。

これまで県西部におきましては、農作物被害の報告は受けておりませんが、委員御指摘の農作物被害の懸念につき

ましては、南砺市において群れの生育が確認されているという状況でございます。引き続き注意喚起をしながら、これまで県東部で行ってきまして放任果樹の処分などの集落環境の管理、電動エアガンや花火等を用いた地域ぐるみでの追い払い、さらには電気柵、ワイヤーメッシュなどを組み合わせた侵入防止対策、また、捕獲上限数を目標とした捕獲強化等によりまして、被害の防止に努めてまいります。

川島委員 御説明によると、頭数も減少して被害も減っておるということですが、我々が聞くところによる実態と非常に乖離しておるなというのが実感でありまして、生息域が拡大して頭数が分散されているのか、県西部においても調査していただきたいですし、地域の皆さんからの声は、猿1頭1頭が年々人里に慣れて、活動の幅も広がってきていることが原因なのか、頭数だけではなく実態を捉えていただいて、ぜひ対策の強化を図っていただくことを要望したいと思います。よろしく願いいたします。

次に、農水省の試算が先般発表されましたが、非常に衝撃的な内容でありました。2030年には、2020年と比べて全国で92万ヘクタールの農地が耕作されなくなるおそれがあるとの試算でありました。92万ヘクタールというと、東北全体の耕作地が80万強ということで、それを超える農地が耕作されなくなるという試算が発表されたわけであります。

非常に未恐ろしいなという数字でありますので、喫緊の課題として、この遊休農地及び荒廃農地の実態をしっかりと捉えていくべきかと思えます。本県においては、遊休農地及び荒廃農地の実態をどのように捉えて、対策をどのように図っておられるのか、国の試算を受けての本県における受け止めも合わせて、岡田農業経営課長にお伺いしたいと思います。

岡田農業経営課長 本県の遊休農地、荒廃農地の現状でござ

いますが、令和5年度の調査によりますと、再生利用可能な荒廃農地であります遊休農地が185ヘクタールとなっておりまして、その分布につきましては、山麓エリアが47%、平地が53%という状況になっております。

一方、再生利用が困難となっております荒廃農地につきましては、県内では90ヘクタールということで、その分布は山間・山麓で92%、平地で8%という状況になっております。

県では、荒廃農地の発生防止、解消に向けまして、現在各市町村で取り組んでおられる地域計画の策定や、農地中間管理事業による遊休農地の解消、また、中山間地域におきましては、最適土地利用総合対策による今後の土地利用に係る地域ぐるみの話合いの促進、そして、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動の支援、さらに鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、基盤整備の効果的な活用などによる対策を戦略的に進めておるところでございます。

なお、今回の国の試算は、6日に国の審議会で農水省が示したものでございますが、現状の農業経営体数の見通しを基に、今後経営規模の拡大がない場合を仮定して、耕作面積の大幅な減少を一つの試算として予想されたものでございます。

本県の農業の場合、全国と比較しても水田率が高く、集落営農が盛んということで、今回の国の試算をそのまま当てはめることが適切かどうかということもございまして、まずは国の試算の詳細を把握していきたいと考えております。

また、県としては、将来にわたり優良農地を維持・活用して持続的な農業を展開していくためには、担い手への農地の集積・集約による経営規模の拡大、また、スマート農

業等による生産性の向上、さらには新規就農者の確保・育成を一層進めてまいりたいと考えております。

川島委員 農水省の試算がそのまま本県には当てはまる状況にもないのかなとも思いますけれども、やはり経営規模の拡大や、しっかりと担い手を育成していくことが非常に大事だろうと思います。

そこで、本県の年齢階層別の農業従事者数の推移はどのようになっているのか、そして経営継承も含め、若手後継者育成に向けてのさらなる人的・経済的な要素も含めた総合的な投資、支援が必要と考えますが、岡田課長に所感をお伺いします。

岡田農業経営課長 国の農林業センサスによりますと、本県の基幹的農業従事者数は、20年前の2000年の1万8,401人から最新の結果であります2020年の調査では1万1,258人ということで、20年間で約4割減少しております。

年齢階層別での割合は、50代以下の割合が2000年の16.7%から2020年では8.9%への減少。60代が42.8%から26%への減少、さらに70歳以上につきましては、40.5%から64.7%への増加ということで、基幹的農業従事者の高齢化が進んでいることが見てとれるかと思えます。

平均年齢といたしましても、20年前は66.6歳だったものが、2020年では71.3歳という状況となっております。

農業従事者の減少に対して、県といたしましては、とやま農業未来カレッジの研修機能の拡充、また、県農林水産公社での就農コーディネーター配置による相談体制、マッチング機能の強化、さらに地域での就農希望者の受入れ体制づくりなど、まずは人材確保・育成にしっかり取り組んでいく必要があると考えております。

また、第三者継承等による後継者確保を図るため、今年度、県農業経営継承ネットワーク会議を組織いたしまして、

継承を希望される農業者の方と就農を希望する方をしっかりとマッチングできるように、関係機関間の情報共有の連携強化を図っているところです。

さらに、若い農業高校生を対象にした農業の魅力発信では、保護者の影響も強いということもありまして、保護者にも一緒に農業の魅力をしっかりと伝える相談会の開催ですとか、今月スタートした短時間アルバイトを活用した次世代担い手となるような人材の確保、そして就農前の研修期間中や経営開始後の資金交付支援、さらに生産性向上のための農業機械の導入など、ハード・ソフト両面からの支援を引き続き総合的に実施したいと考えております。

今後とも市町村、JAなど関係機関・団体と連携しながら、後継者の確保、育成にしっかりと取り組んでまいります。

川島委員 今ほど年齢階層別の従事者数の推移もお聞かせいただきましたが、5年後、10年後を見据えたときに、非常に危ういなと。これは農業分野だけではないのだと思いますけれども、あらゆる角度から農地の維持保全のために、しっかりと担い手を確保していくべきだと考えます。

働き方改革の中で、例えば、もともと本県は兼業農家の多い県でありますので、兼業の農業従事者を育成していく枠組みがあってもいいですし、経営規模の拡大とともに、兼業農家、副業的な農業従事者をしっかりとつくりながら、将来的に農業従事者を増やしていくというように、あらゆる角度から担い手の育成に幅広い支援、投資をされるよう、重ねてお願いしたいなと思います。

最後になりますが、先ほど報告でも説明がありました、今年道路除雪についてです。

ワンオペレーター制度の導入など、いろいろ工夫を重ねてオペレーターの確保に努めていることは非常に伝わります。

したが、我が党もかねてから提案、要望しているように、オペレーター人材確保に向けた体制強化のためには、除雪事業が降雪状況に左右されず、事業者単独での採算が確保できる積算体系として、オペレーター等の人件費や除雪機械の固定経費の確保など、暖冬、少雪時における最低保証の制度をしっかりと確立していくことがやはり非常に重要だろうと考えております。

令和6年度道路除雪計画の策定に当たり、大雪が想定される本年度において、対策強化による昨年度との違いはどのような点にあるのか、また、ガソリン代の高止まりや人手不足による人件費の高騰などの課題がある中で、オペレーター確保に向けてどのような具体策を図っていくのか、改めて山中道路課長にお伺いしたいと思っております。

山中道路課長 今冬に向けた除雪体制の強化につきまして、市町村との連携除雪を2区間増やしまして、74区間にしたいと思っております。

また、先ほど報告させていただいたところでございますけれども、除雪機械は歩道用のハンドガイド除雪機械を4台増強しており、県道の歩道除雪の協力団体数も7団体増えて53団体となっております、住民協力の拡大を図っているところでございます。

次に、これも先ほど説明したところもございしますが、情報発信の強化ということで道路の監視カメラ公開画像を10基追加し、合計376基となりました。また、この県のカメラ画像からAI、人工知能を使いまして、路面が積雪になっているかどうかを判断するシステムを昨年度よりも増強しました。富山県道路情報のホームページのトップ地図画面で、どこに雪が降っているのか確認することもできるようになりました。これにつきましては、今年度、富山大学の協力も得まして、積雪判定機能の精度向上を図っている

ところでございます。

人手不足の中、オペレーター確保については、新規のオペレーターの育成のために平成27年度から除雪オペレーター育成支援事業を行っておりますが、大型特殊免許の取得費用につきまして、これまで158名の方に活用していただき、助成しているところです。今年度は12名の方の助成申請がございました。

また、オペレーターだけではなく、助手の確保も困難になっている状況も踏まえまして、後方確認用のモニターを設置するという前提で、助手の方が担っていた周辺の安全確認作業等を代替する、いわゆるワンオペの除雪を試行していきたいと思っております。

さらに、今年の冬は利賀地区におきまして、国の積算方法を踏まえた道路除雪委託業務を行います。具体的には貸与機械、これは県から除雪業者に貸し出している機械なんですけれども、これにかかる固定経費を少雪時にも計上するという取組をやってみたいと思っております。今度の実施状況も踏まえて、この業務手法の課題や効果を検証したいなと思っております。

今年の冬も災害級の大雪が想定されますので、しっかり道路除雪を頑張っていきたいと思っております。

川島委員 今年の冬の豪雪に対する意気込みも聞かせていただきました。

線状降水帯など自然災害が激甚化しています。特に富山県で気をつけなければならないのは、中山間地域を多く抱えていますので、降雪によって木が倒れて電線・電柱が損傷し、停電するということが一番怖いわけでありまして、ぜひ北陸電力さんとも連携して、伐採も含めた倒木の予防にも力を入れていただくことをお願いしたいと思います。

山崎委員 先週は、委員会視察で沖縄県へ行ってまいりまし

て、大規模な道路の改修と申しましようか、渋滞緩和に向けた工事の視察をさせていただきました。

それから、その前の週は、自民党政調会の建設農水部会で熊本県へ行ってきまして、T S M C の工場誘致に係る都市計画の大幅な変更ということを視察させていただきました。

どちらも国から大変大きなお金が投資された事業でございまして、我が県に即当てはまるわけではないのですが、例えば T S M C の場合は、道路 1 車線のものを 3 車線に広げ、電車を増便しなきゃいけないですとか、街そのものが大きく変わっていく、新しい街ができていくような、大きなインパクトを感じたわけでありまして。沖縄県でも、同等のインパクトを感じさせていただきました。

そういうことで、この投資の大きさが県民のマインドに与える影響を大きく感じてきたわけでありまして。

富山県においては、次年度の予算方針で、人口減少に対して、県職員のマンパワーもだんだん足りなくなってきたおり、事業の見直しを行うという発表がありました。これは企業に例えますと、マーケットの縮小による撤退に非常に似ていると考えます。この撤退局面にあっては、組織全体の投資額も当然落ちてきますし、人員もだんだん減っていくということで、マインドがトーンダウンしていくことが非常に懸念されます。

そういった意味で、マーケットは縮小していくけれども、県全体の勢いをなるべくそがない。逆に言うと、希望が持てる方向に投資をしていく制度を考えていくことが、非常に大事になってくると考えます。

知事も「ワクワク」という言葉を使われておりまして、そこにどう結びつけていくのかが非常に大事だと。縮小していくのは仕方ない現象ですので、こういったことも着実

に行いながら、どう施策を行っていくのかについて、津田農林水産部長、金谷土木部長、牧野企業局長、それぞれにお伺いしたいと思います。

津田農林水産部長 今ほどお話があったように、次年度の予算編成方針で示された事業見直しに当たりましては、既存事業を見直す一方、生産者の皆さんが将来に希望を持てるような事業については必要な投資と考え、いろいろなアイデアをどんどん出すよう指示したところ、積極的に新規事業の提案があり、事業数は要求上限本数に達しているところでございます。

職員のモチベーションを高めるには、特に若手職員のアイデアを事業化することが、大変有効だと考えております。実際に若手職員は、人口減少下でこれからますます必要となるDXの活用、それから産品に付加価値をつけることについて、我々世代よりも知識もセンスもあると思っております。

一例を挙げますと、氷見のパイプラインの応急復旧が完了した後に、高岡農業振興センターを訪問して、職員に感謝を伝えるとともに意見交換を行いました。その場で若手職員から、被災状況を迅速に把握し共有するためのシステムの導入が提案され、直ちにサンドボックス予算で執行することとして、6月の本委員会でも報告させていただいたところです。

また、生産者にとりましても、人口減少下にあって農林水産業の持続的な発展を図ることが大切ですので、担い手の確保や多様な人材の活用、スマート農業やデジタルの活用、それからブランディングや国内外への販路拡大などに、県が今まで以上に積極的に取り組むことがモチベーションの維持・向上につながると考えております。

引き続き、生産者のニーズを丁寧に把握して、いろいろ

創意工夫も凝らしながら必要な支援を行っていきたいと思っております。

金谷土木部長 土木分野では、河川改修をはじめとした治水、海岸、土砂災害対策、橋りょうやトンネルなどの公共土木施設の整備、老朽化対策などを着実に進めていくためには、事業の緊急性、効果などを十分に勘案し、一定の選択と集中が必要だと考えております。

人口が減った後を想定した社会におきましても、県民の安全・安心な暮らしを守るため、公共土木施設の維持管理はもちろんですけれども、雪に強いまちづくりであったり、県民の生命や財産を守る防災・減災対策、あるいはどうしても発生してしまう災害への応急対応など、土木の役割はやはり重要だと考えております。

また、人口が減少していく過程でも社会は変化すると思っており、新しい技術やDXの進展、それからカーボンニュートラル、あるいは循環型への対応など、様々な変化が見込まれると考えております。

こうした変化に応じまして、社会の経済活動そのものも変化すると思っておりますし、それこそワクワクといった魅力を高めるような変化もあるだろうと思っております。

その際には、インフラにも、もちろん変化が求められると思っておりますし、その対応が必要になると考えております。

このため、昨年度から建設業団体と連携いたしまして、富山駅のイベントスペースにおいて、先進的な技術などを披露する「けんせつ×テックフェス」を開催し、建設人材の確保に向けた情報発信サイト「富山をTSUKURU」の開設などを通じて、イメージアップや人材確保の機会の創出に努めておるところです。

人口減少は、社会資本整備の進捗や担い手の確保など、建設業にも影響があると思っておりますし、こうしたイメ

ーリアップや人材確保の取組を通じ、県民や職員が建設業の重要性やすばらしさを感じることに、また、安全・安心な富山を実現していくこと、そして県民のウェルビーイングにつながることに、インフラを通じて役に立つということを感じることに、職員のモチベーションの向上につながると考えております。今後も努めてまいりたいと思います。

牧野企業局長 企業局では、以前にも御紹介いたしましたけれども、大正9年に、治水で苦しむ本県が「災いを転じて福となす」として、最初の電源開発に着手して以来、これまで社会や時代の変化に対応いたしまして、事業や施設、体制の見直しや改革に努め、長期的な視点に立って必要な投資を行いながら、小水力やメガソーラーといった新たな再生可能エネルギーの導入にも不断に取り組んでまいりました。

人口減少や脱炭素化の要請など今後の経営環境の変化に対応して、企業局が今後注力する具体的な取組については、まず、電気事業におきましては、老朽化した水力発電所のリプレースを引き続き実施いたしまして、最新技術を導入して発電効率向上や電力量の増加を図るほか、地熱資源の開発にも取り組みまして、再生可能エネルギーの拡大を目指してまいります。

また、水道・工業用水道事業におきましては、人口減少に対応した施設の在り方につきまして、県西部4市と連携して検討していくほか、耐震適合性のない管路等の優先的な更新等による施設の強靱化や、より効率的で持続可能な事業へ転換を図るためのDXを活用した維持管理システムの構築にも取り組んでまいりたいと考えております。

こうした環境変化への対応や先進技術の導入につきまして、若手の職員をはじめとして、職員は大変意欲を持って取り組んでおりまして、モチベーションは高まっていると

感じております。また、ユーザーの期待も大きいと感じております。

企業局といたしましては、先人の「災いを転じて福となす」という精神で、今後とも限られた人材、財源を最大限活用し、効率的で安定的な経営を目指しまして、快適で安全・安心な県民生活や事業活動を支えてまいりたいと考えております。

山崎委員 我々が行っている事業は、県民のための事業ですので、県民が分かりやすいということが非常に大事だと思っております。

そのためには、県が行っている事業の大切さ、優先順位等が県民にも分かりやすく発信されていくことで、浸透しやすい、また支持されやすい結果になるのではなかろうかと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

菅沢委員 イタイイタイ病の全面解決合意からもう十数年になりますけれども、カドミ汚染田の復元農地で沈下問題が起きておりまして、今日はそれに関連した修復工事について農村整備課長を中心に質問をしてみたいです。

私も現地をつぶさに歩いたわけでありませんが、関係者とちょっとだけ訪問した経過がありますけれども、県農林水産部農村整備課は詳細な把握をしているだろうと思います。

そこでまず、平成30年度、2018年度までに559か所の軟弱地盤が確認されておりまして、その約半数にあたる約300か所は補修が進んでおりますが、残る箇所について、事業年度は令和8年度、2026年度までということになっております。私どもも、いろいろな経過も踏まえた要望を、神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会、さらには婦中土地改良区や新保用水土地改良区などからも聞いてるわけですが、令和8年度までにしっかりこの修復、手直

し工事が完了できるのかという心配を随分していらっしゃると思います。

もちろん、その後の残された箇所も多くあるようですので、引き続きのことは後ほど質問いたしますけれども、取りあえずは、この事業計画どおり令和8年度まで修復工事を完了できるのかどうか、課長にお尋ねします。

桶谷農村整備課長 県では、公害防除特別土地改良事業で汚染農地を復元しまして、平成23年度までに完了しているところではあります。

その後、一定の期間を経過した復元田につきまして、委員指摘のとおり、地形条件が原因と見られるぬかるみや陥没によりまして、トラクターやコンバインが立ち往生するといった、農作業に不都合を来す現象が見られたことから、土地改良区が平成15年から地耐力の確保や排水機能の強化等の補修工事を行っているところではあります。

菅沢委員御指摘どおり、補修工事は令和8年度までに559か所補修する計画になっておりまして、今年を含めて300か所程度終了する予定となっております。

しかしながら、近年の物価高騰等による工事費の増嵩を受けまして、関係者から令和8年度までに終わるのだろうかとか完了を懸念する声が上がってきているところではあります。

このため、関係者である三井金属鉱業株式会社さんや富山市と協議いたしまして、工事費の増額について了解を得たところではございまして、引き続き、令和8年度完了に向けて対応してまいりたいと考えております。

菅沢委員 令和8年度までの完了が強く望まれており、問題は事業費というお話だろうと思いますが、令和8年度までに完了の見通しと受け止めてよろしいわけですね。どうですか。

桶谷農村整備課長 今年度から事業費も1.6倍に増やしてお

り、完了したいと考えております。

菅 沢 委 員 残事業は、先ほどの箇所数からいうと、あと二百五、六十か所、まだ相当数残っております。事業費の増も相当見込まれますね。どれくらいの増額が見込まれますか。

桶 谷 農 村 整 備 課 長 R 6、R 7、R 8で、事業費ベースで4億円近い事業費が必要かなと考えております。

菅 沢 委 員 相当な事業費になりますね。いわゆるカドミ汚染田の修復工事に関しては、地元負担が5.61%の割合で設定されております。この負担割合でいきますと、先ほどの4億円近くの事業費の高騰分のうち相当な地元負担が想定されるわけでありまして、では、地元負担がどれくらいになるのか。4億円の事業費増の中で6%をちょっと切る額ですから。

事業費の増額分の地元負担に関して、関係農家、土地改良区は非常に負担感を訴えておられます。この問題について、先ほどちょっと触れられたんですが、どうも県と三井金属鉱業で分担して負担するという方向性で話合いがなされているような経過があるようです。

そこで、課長、地元負担が一体どれくらいになって、また、その負担感を訴えておられることへの対応として、県と三井金属鉱業でいろいろ相談してきた経過や一定の確認事項等があれば、お話を願います。

桶 谷 農 村 整 備 課 長 工事完了から一定の期間、10年程度を経過した復元田については、ぬかるみや陥没の補修工事のため、通常土地改良事業と同様に地元負担を頂いているところでございます。

近年の物価高騰に伴い補修工事費が増嵩している中、委員が言われた土地改良区や被害者団体連絡協議会の皆さんから、令和4年度、令和5年度に、事業費を増額して令和8年度まで工事を完了させることについて要望を受け、先

ほど申しましたが、県と富山市、三井金属鉱業株式会社さんと協議の上、本年度から事業費を増額したところでございます。

その際、前から計画していた事業費を増額した分につきましては、地元から農家負担の増額をなくしてほしいと要望を受けたものですから、県から三井金属鉱業株式会社さんに対し、地元負担の軽減を提案しまして、県と企業が折半するとして合意したところでございます。

菅沢委員 4億円の事業費増で、地元負担が5.6%近くですと、3,000万円ほどの地元負担増になりますよね。今が令和6年度で、令和7年度、令和8年度、2か年ありますから、農家負担1,500万円ぐらいつ必要になるんじゃないかというのが、私の考えであります。

地元では、県と三井金属鉱業に対して地元被団協や関係土改等も協議をすると、また、県のそういう動きに期待をするということはずっと言われてきております。

そういう中で、地元負担分は県と三井金属鉱業で折半して、責任を持つという方向性がどうも出たようであります。これは確定なんですか。

桶谷農村整備課長 物価高騰による増加等については、県と企業で折半するということで協定を見直し、合意したところです。

〔「よく分からん」と呼ぶ者あり〕

菅沢委員 人件費や資材等の高騰によって事業費が増えるわけで、それは4億円なんでしょう。4億円の負担増のうち、地元負担が3,000万円近くになるんじゃないかなという私の試算ですけれども、これについて地元の負担感が強いので、県と三井金属鉱業でそれを折半して請け負うということになったと。そのことは、確定なのかどうかということをおっしゃるわけですか。

桶谷農村整備課長 もともとの計画から事業費が増額した分については、三井金属鉱業株式会社さんと県で折半するというところで合意したところでございます。

菅沢委員 そこで、もともと本来のカドミ汚染田の復元の本体工事については、農家負担がなかったわけでありまして。

そうした中で、復元田の修復、手直し工事については、今申し上げましたように、5.61%の地元負担があります。

このことについても、従来から被団協や関係土地改良区等から、復元の本体工事は地元負担がなかったんだから、修復工事についても、これは本体工事の一環だと。連続したもの、関係の強いものだという観点から、負担の解消について強い要望が出されておりました。

今回の事業費増に係る負担を県と三井金属鉱業で分担して責任を持つという論理からすると、後ほどちょっと触れさせていただきましても、令和9年度以降も予想される復元田の修復工事に関連する地元負担についても、こういう考え方が適用されていくのかどうかということが問題になります。まずそのことについて、課長に見解を求めておきます。

桶谷農村整備課長 公害防除特別土地改良事業に実施した復元工事につきましては、工事の一部で地元負担があったところもあります。

また、平成15年度に、補修に関わる県単事業を創設するに当たりましては、地元からの要望を考慮いたしまして、費用の地元負担については、土地改良区、県、市、原因企業と協議を重ねて決めていった経緯があるところです。

先ほどの委員御指摘のとおり、令和8年度までの工事費の増嵩分については、県から地元負担の軽減について企業に提案いたしまして、企業にそれに応じていただいたところでございます。

令和9年度以降の地元負担につきましては、要望調査完了後に全体の補修工事費を算定いたしまして、事業期間であるとか、事業スキームを検討することになるかと考えております。

委員御指摘のとおり、農家負担、地元負担をどうするかというのは、非常に大きな課題となっております。地元負担の軽減に関わる補助事業、いわゆる農地整備事業であるとか、中間管理機構連携事業の活用方法等についても、市や企業としっかり協議して整理してまいりたいと考えております。

菅 沢 委 員 ちょっとよく分からんだけれども、復元農地でこうした不都合、地盤沈下等が起きて、稲作、耕作に支障が来すという事態に立ち至ったのは、復元工事を通じた土質や地下水流の変化が原因と。その修復工事が必要になった背景に、私は今日、具体的に個々のことを欠陥工事とまでは指摘する材料を持ちませんが、全体的に見てなぜ修復が必要になったかという経過の中に、もともとの復元工事の中に問題があるのではないかと思います。経年劣化と言われてはいますが、まだ十数年しかたっていないわけですね。五百数十か所の中には、そういうものもあるわけです。

したがって、私は極めて深刻な事態だと指摘せざるを得ません。つまり、はっきり言うたら欠陥工事、不十分な問題工事がかなりあったんじゃないかと、経年劣化なんていう指摘が当たらないような、そういう事例も相当あるんじゃないかという、地域からの指摘も受けております。報告も聞いております。

そうしたいろいろな経過の中で、私は本来、修復工事に地元負担があったこと自体が不合理であって、イタイイタイ病のいわゆる全面解決合意の観点からしても、これはち

ちゃんと三井金属鉱業で責任を持つべき事案ではないかという指摘をしたいと思っております。

今度の修復工事の増額分について、県と三井金属鉱業で折半して負担するという合意は、そういう責任を感じて措置を取ったという理解が正しいんじゃないかと私は思っておりますけれども。

したがって、後で触れますけれども、令和9年度以降の地元負担についても、これはやはり三井金属鉱業としっかり協議をして責任を取ってもらうという方向でなきゃならんと、私は思っております。

そういうことで課長、私の見解に対していかがですか。

桶谷農村整備課長 まず、令和9年度以降の地元負担につきましても、先ほど申しましたように、ちょっと全体のボリューム感というか、要望調査完了後にしっかり補修工事を算定いたしまして、事業工期がどれぐらいになるか、事業スキームがどうあれば補助事業を使えるのかということを経済的に判断した上で、これから企業や市等と調整してまいりたいと考えております。

菅沢委員 いや、部長ね、令和8年度までの事業費の増加分については地元負担はしなくていいと、県と三井金属鉱業で、特に三井金属鉱業が問題なんですけれども、ちゃんと折半して責任を持ちますよとした判断の背景に、修復工事の責任は、ある意味では地元にはないということがあるんじゃないですか。地元負担を県と三井金属鉱業で責任を取ることにしたということは。私はそのように受け止めますよ。

したがって、これは後の議論になると先ほど申し上げましたけれども、やはりちゃんと連動していくことになるだろうと、常識的に理解できるわけです。

この判断の背景には、いわゆる汚染田の復元の事業は、

三井金属鉱業の責任という、企業責任ということが基本にあるんですね。そしてこのたびの修復も、もともとの復元工事の不完全な経過の中から、こういう事態に立ち入ったと私は理解していますが、これは大事なところでして、部長の見解をお伺いいたします。

津田農林水産部長 事業費を増嵩した分については、率が一緒ですから当然事業費が増えれば地元の負担が増えるということで、私が直接、三井金属鉱業株式会社さんに伺って、いろいろ話をさせていただきました。

そのときの基本的な考えは、復旧工事は長い年月をかけてやってきており、その事業費は物価高騰で毎年変わってくるものですから、最初のほうに工事が完了したところと比べて、今から着手するところの事業費が増えたことについて、その地区は工事の計画上、順番が後になったのであって、好きで最後のほうになったわけじゃないと。早くから着手したところと、今からやるところで負担額が大きく変わるのはいかかなものか、それはおかしいでしょうということをお願いして、それは地元にとって全く責任のないことで、こちらの工事の都合ですので、その分については折半して負担しようということにしました。

ここがネックで、委員がおっしゃるように、もともとはこれは企業の責任じゃないかということは、恐らく平成15年に復元田の不具合が出たときに、農家の人たちはそういう思いを当然持っていたと思います。新しく出てきた不具合も、やはり企業の全面的な責任で直してほしいという気持ちは持っていらっしやったと思いますけれども、その一方で、まだ復元工事を行っている地区もある中でそれをやるとまた交渉に時間もかかるため、それよりも早く営農を開始したいということで、本当に苦渋の決断、判断をされたものだと、私は思っております。

そして、令和8年度までは県と企業で増嵩分の負担をすることにしましたが、地元負担は、令和8年度まではもってきたところとのバランスもありますので、やはりそれは今までどおりもらうことにしています。今回は、増嵩分だけ折半するという形で企業とも合意し、それを一般財団法人神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会、それから土地改良区にもお話をして、では、令和8年度まではそれでいこうじゃないかということで一応合意は得たわけです。

問題は、これからの話です。課長が言ったように、どれぐらいの事業費になって、それをどれぐらいの期間で整備していくかということ、今、調査を始めていますので、それからということになりますが、合わせて、地元負担について令和8年度まではそうしたけれども、令和9年度からはどうするのかと、本当に今までどおりなのか、あるいはゼロにするのかということも含めて、改めて相談させてほしいということ、既に企業に申し入れておきまして、調査結果、ボリューム等を見ながら今後協議していくこととなります。

ちょっと厄介なのは、全面解決をしたときに、農地の汚染田の話についても、一応合意をしているということがありますので、そうした中で、どこまで企業に譲歩といいますか、そういったことを求めていくのか、どういうふう合意に至るのかということについては、今後の課題だと思っております。

菅 沢 委 員 全面解決合意の中で新たな要求はしないなどということを示されてはいるようですが、手直しややり直し工事は、新たな要求とはまた違うと私は思うんです。

本来の復元工事があって、その手直しですから、それは新たな合意はしないということに該当しないというかね。私はそこをしっかりと押さえた上で、現在は地元負担が発生

していますけれども、今回、事業費の増額分については県と三井金属鉱業で折半して、地元負担を認めていないわけですからね。

この精神をしっかりと基本にして、今後、令和9年度以降の事業については、本来の正常な在り方、つまり地元負担は求めないという方向を土台にすべきだと、私は思っているわけです。

つまり、全面解決合意があることが、企業に手直しや修復の負担を求める障害にならないということなんです。いかがですか。

津田農林水産部長 増嵩分を折半するに当たっても、決して簡単に分かりましたということではなかったわけでございまして、私どもも企業と粘り強くお話をして折半するということにした経緯もございます。

そういう意味でいうと、今おっしゃったように、地元負担をできればなくしたい、少なくとも減らしたいという思いは、私どもも当然持っていますので、これから先のことになりますけれども、三井金属鉱業株式会社さんともしっかりと話をしていきたいと思っております。

それと、もう一点、事業費の話で先ほど4億円とか数字がいろいろ出ていましたが、急なお尋ねだったので、数字についてはもう一度精査させていただきたいと思います。

菅沢委員 やはり、県の役割は非常に大きいと思います。被団協や関係土地改良区も全力を挙げて、三井金属鉱業に要望して折衝するという経過があるようです。

その中で、県がしっかりと被団協や関係土地改良区等の意向や要望を受けて、事業費の増嵩分の地元負担はないと三井金属鉱業と合意した結果を非常に尊重しながら、これを全体に波及するように、特に令和9年度以降の事業では、しっかりとそれが前提になるようにしていただきたい。先

ほどの部長の答弁は、そういう方向で努力をするという県の立場の表明があったと私は理解したんですけれども。部長、何か言い分ありますか。

津田農林水産部長 相手のある話ですので、ここで明言はできませんけれども、努力したいと思っております。

菅沢委員 そういう方向でね。

課長、最後に、先ほどから問題になっております令和9年度以降の修復工事、現状はまだ相当残っておるようですね。その状況の中で、婦中や新保の土地改良区や被団協などの関係者が修復工事の継続を求めて、手直し箇所再調査等を要望しておられます。現在の事業は、平成6年と平成30年の調査結果を踏まえて実施されておりますので、今後これは大事な観点だろうと思いますが、再調査に向けてどのような動きになっているのか。もう既に令和6年も終わり、令和7年度、令和8年度しかありませんが、いかがでしょうか。

桶谷農村整備課長 令和9年度以降の補修工事につきましては、追加要望調査の実施に向け、関係土地改良区と調査手法の検討を進めてきたところでございます。

今月15日には、婦中土地改良区、本日、11月25日には新保用水土地改良区で追加要望についての説明会が開催されるなど、耕作者や地権者の理解の下、補修箇所の追加調査を進めているところでございます。

現在行っている追加調査では、平成30年度以降に発生した補修箇所について、令和7年6月末までに土地改良区へ要望を提出していただく予定としております。その追加要望箇所につきましては、土地改良区、県などで現地を確認し、要望箇所の把握や地元負担などを整理しまして、令和9年度以降も速やかに補修ができるよう、引き続き関係者と連携して対応してまいりたいと考えております。

菅沢委員 今のお話の調査というのは、区切りとなる大変重要な調査になっております。したがって、しっかりと今の計画の進捗を図りながら、関係の地権者、耕作者への丁寧な対応を徹底していただきたいと、私は思います。

実は、ここにおられる宮本委員と中川委員は、この問題の専門家で、直接の当事者でもいらっしゃいますので、またいろいろと大きな力を発揮いただけるものだろうと思っております。

最後にもう一つ、今日も能登半島地震に係る農林水産関係の被害状況について改めて報告がありまして、その中に、水産加工関連のいわゆる共同利用施設ですね、冷凍・冷蔵の共同利用施設の被害もありました。そして、今日の部長の補正予算の説明では、その対応として漁業経営構造改善事業、七千数百万円の計上についてのお話もありました。

そこで、1月の能登半島地震での氷見市などの県内漁業、さらには施設の被災状況についての対応について、改めて水産漁港課長にお尋ねします。

地崎水産漁港課長 まず、漁港施設では、岸壁、護岸の傾倒、エプロンの沈下、臨港道路の段差など、県内10の漁港で67か所の被害が発生しております。県では発災直後から、漁業活動の支障となる段差の解消などの応急措置を行っており、また、8月までに全ての災害査定を終えております。

現在、漁業活動に支障のないよう漁業者との調整を図りながら、順次復旧工事を進めております。

また、漁協等の共同利用施設ですが、例えば荷さばき所の陥没や亀裂、倉庫や加工施設のひび割れなど、全体で53施設が被災しておりますが、うち規模の大きな14施設については災害査定等を受けたところであり、復旧費全体で約17億4,587万円となっております。

県では、漁協等の施設の復旧を支援するために、国の災

害復旧事業等を活用しまして、9月補正では2億3,743万円の予算措置を行い、今ご紹介があったとおり、11月補正においては、7,945万円を予算計上したところでございます。

また、漁業者自身の被災につきましては、漁船の沈没、破損で8件、定置網や底曳き網の破損で45件、刺し網や籠網の流出などで55件、合わせて108件となっております。

これに対しまして、県では被災した漁業者の復旧を支援するために、国の支援事業を活用しまして、国の3分の1の補助に加え、県が12分の5の補助をしまして、全体で4分3の補助として、2月補正で4億500万円の予算措置をしたところでございます。

菅 沢 委 員 漁業関係も大きな被害を受けておりますので、現状報告と対応について、ぜひしっかり促進して、漁業の復旧・復興に向けて一段の努力を願いたいと思います。

氷見もそうですが、ブリ漁が少し好調な出だしでありまして、漁業関係者の働きや意欲にさらに応えていただきたいなと思います。

そうした中で、氷見の堀田地内にある氷見水産加工業協同組合の冷凍・冷蔵施設が大きな被害を受けております。先ほども申し上げましたように、これは補正関連にもなるわけですけれども、氷見の場合ですと、水産加工の拠点施設については、冷凍・冷蔵施設の修繕、さらには移転が、提案されております。その被害、被災の現状と対応について、水産加工施設に絞ってお尋ねします。

地 崎 水 産 漁 港 課 長 氷見水産加工業協同組合の冷凍・冷蔵施設は、組合員の加工原料や魚介類等を冷凍保管している施設でございます。

今回の能登半島地震によりまして、建物のゆがみ、床の亀裂、基礎やプラットフォームの陥没など大きな被害を受

けておりました、建築士の被災診断の結果からも、修繕による復旧は難しいという状況でございます。

このため、組合におきましては、現在立地している堀田地内から、より利便性の高い氷見漁港内に移転して再建する方針とされており、まずは事業継続に必要な急速冷凍能力や冷凍庫の保管能力などを前提に基本設計を行ったところ、約14億4,450万円の整備費が必要になりましたことから、現在、国、県、市へ支援を要望されているところでございます。

菅 沢 委 員 この堀田の施設は、私も何回か見ております。被災の状況についても、現場確認したところ大変だなど。これは、加工原料であるイワシ、カマス、イカなど様々なものを、漁獲があったとき、または仕入れたときに保管する重要な施設であります。加工した製品の保管も行われており、加工業の拠点的な施設であります。

今のお話の現状を踏まえると、的確かつ迅速な移築・新設ということになるようですが、地元の関係者は事業が進むことを大きな期待を持って見ております。

整備費が14億円を超える大きな額になりますが、今後の整備スケジュールはどうなりますか。

地 崎 水 産 漁 港 課 長 現在、組合から聞いておりますところ、今ほど紹介しました基本設計の中では、来年度には実施設計を行い、令和8年度には本体工事をしたいと聞いております。

また、その後、既存施設についての解体工事なども必要になってくるものと考えております。

菅 沢 委 員 最後にしますけれども、こうした氷見の水産加工業、冷凍・冷蔵施設の整備に関連して、関係事業の事務所であるとか、製氷施設、共同集配施設等も相当な被災を受けている状況がありまして、合わせて復旧を促進される必

要があろうかと思っております。この辺はどうなりますか。

地崎水産漁港課長 現在、氷見の組合では、冷凍・冷蔵施設のほかに共同集配施設や事務所、それから製氷施設も持っております。3施設いずれも氷見漁港内に設置されておりました。現在、それぞれ壁面に亀裂が入ったり、設備関係が破損するなどの被害を受けているところがございます。

現在、簡易補修しながら、今後どうしていくかを組合のほうで考えておられるようですが、冷凍・冷蔵施設に比べると、被害は簡易的なものだったと聞いております。

菅沢委員 今日はこの議論ができてよかったと思っております。今後とも、水産漁港課長を先頭にぜひ努力をいただくことをお願いして終わります。

鍋嶋委員 まずもって、先日の石垣・那覇の視察へ行かれた皆さんにおかれましては、大変お疲れさまでした。皆さんのおかげで大変良い視察ができたものと思っております。

私自身、非常にかげ離れた場所での視察なのでどうなるかなと思ったんですが、非常に身になることがあったと思います。

その中の一つですが、アグー豚の視察をした際に、「三元豚」といろいろなところで聞くわけですけれども、私自身ブランドの豚だと思っておりました。トンカツ、しゃぶしゃぶ等、そういったものを選んで食べていたような気がしますが、実は3つの品種を掛け合わせたもので、日本で流通している豚はほとんどが三元豚だということを知って、今まで何していたんだろうと思ったところであります。

また、大切に育てられている石垣牛、黒毛和牛なんですけれども、非常につぶらな瞳で、こういったものをおいしいと食べているのかなと思っていたところ、その後の昼食で何人かの方がおいしそうに石垣牛の牛丼を食べているの

を見て、新たな一面も垣間見られたのが非常によかったなと思いました。

また、那覇では、この辺では見るできない新しい道路の建設を視察しました。現在ある4車線の道路が車がどんどん増えて慢性的な渋滞が起きており、そこに新たに4車線の道路を造るということで、1つの橋脚を造るのに35億円かかるということでありました。そういった橋脚が幾つも造られ、レッカーのブームが幾つも上に伸びている様子を見て、非常に活気がある街だなと見ていました。富山県でも、そういった工事がぜひ行われるようになっていけばいいなと感じたところでもあります。

安達委員長が率いるこの視察、なかなかハプニングがつきものだと言われており、7月に実施を予定していたものが台風で延期になりましたが、今回、無事何事もなく帰ってこられたことは、本当によかったなと思っております。また、終始いろいろ面倒を見てもらった事務局には、本当に感謝するところでもあります。このような視察を、また次回もできることを願ってやみません。

それでは、私のほうから除雪に関する質問をさせていただきます。

先ほど川島委員からの質問、また、報告もありましたけれども、今月開かれました富山県総合雪対策推進会議で、除雪作業員の不足を受け、これまで除雪車1台に2人乗って行っていた除雪作業を試験的に1人で行うことを決められたかと思えます。

その会議の中で、富山地方气象台から今シーズンの降雪量が平年並み、または多い見込みであることも報告されたかと思えますが、ワンオペの除雪について詳しく教えていただけますか。

山中道路課長 除雪につきましては、担い手不足により、除

雪オペレーターや助手の確保が全国的な課題になっているところがございます。そのため、一部の道県におきましては、除雪機械の1人乗り化、いわゆるワンオペ除雪を試行しているところがございます。

除雪作業は、大型の除雪機械を使用するということもあり、また、夜間にやることもありますので、本来はオペレーターの死角確認ですとか、緊急対応を補助する助手を同乗させ、2人1組の体制で作業を行っておりますけれども、ワンオペ除雪といいますのは、後方確認用のモニターを設置することを条件にした上で、助手の同乗を不要とするという取組でございます。

このワンオペ除雪につきましては、県内の建設関係団体からも御要望をいただいておりますので、人員確保という点でも有効な対策の一つではないかなと思っております。

後方確認用のモニターを設置することで安全を確保できるかというところが非常に重要で、除雪企業の協力の下、慎重に検討していく必要があると考えておりました。昨年の冬からですけれども、砺波土木センターの管内でワンオペ除雪のモニターを募集したところ、3社が希望されました。このとき除雪された方のアンケートでは、安全確保に特段問題はないという御意見でありました。さらに、今年度以降も希望したいとの回答を得たところでございます。

こうしたことから、引き続き課題や効果の検証を進めるということで、今年の冬は砺波土木センター管内に限らず、県下全域で拡大して試行を行うこととしたものです。11月15日の道路除雪対策本部発足時点では、10社12台の除雪機械による試行を予定しているところがございます。

県では、持続可能な除雪体制を確保するため、除雪企業の皆さんの御意見も十分伺いながら、また、他県の取組も参考にしながら検討を進めてまいりたいと思っております。

鍋嶋委員 今まで2人で行っていたものを1人で行うことになると、その賃金はどうなるのか、また、県道だけで行くのか、教えてもらえますか。

山中道路課長 支払われる費用は、単純に2人分の費用が1人分になるというわけではありません。いろいろな条件があると思いますが、1.5とか1.6人分程度の費用になるかと思っています。

県道だけかという御質問については、県だけでなく、たしか南砺市でも試行的にやっていたらっしゃると聞いております。

鍋嶋委員 私、町議のときにも町の土木建設課にも言っていたんですけども、夜はかなり人も少なく、だからといって安全なわけではないですけども、やはり2人乗るといのは、建設会社だとか除雪を行う人には非常に大変な苦勞になるところで、1人で行われている作業はたくさんあるかと思うんです。

県の貸与の機械でも、国のものもそうですけれども、歩道除雪のロータリーとか、結構1人乗りのものも多くある中で、それと同じように、凍結防止剤の散布でトラックに乗る分には、ほとんど車に乗っているのと一緒で、1人でも十分対応できるかなと思うところがあります。

だから、試験的にやるのはいいですけども、もっと大幅にできるのではないかと考えておりますので、その辺も検討いただければと思っております。

また、県だけではないということですが、市町村にも波及していただければ。建設会社で持っている機械は1人乗りがほとんどですし、やはりタイヤショベルにしても1人で行っている作業は非常にあり、そういったことを踏まえると、2人のところ1人でも十分できるのかなと思うので、市町村にもどんどん広めていただくよう、よろしく

お願いいたします。

2 陳情の審査

安達委員長 次に、陳情の審査に入りますが、今回は付託されておられませんので、御了承願います。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、何かほかに御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。